

# 第16回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及  
び当該体制の運用状況」

連結計算書類の「連結注記表」

計算書類の「個別注記表」

第16期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

## フリーユー株式会社

法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.furyu.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものであります。

なお、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

## 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務を適正に確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- イ. 当社は「人々のところを豊かで幸せにする良質なエンタテインメントを創出する！」を企業理念に、法令・社会規範を遵守し、高い倫理観と良識をもった活動をする旨を定めた「企業行動指針」及び「社員行動指針」並びにコンプライアンス推進体制の整備等について定めた「コンプライアンス規程」を制定し、当社の役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンス研修等を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ロ. 当社は監査役会設置会社であり、各監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務の執行を監査する。監査役会は、監査役会規程・監査役監査基準等を文書化し、内部統制システムの有効性を検証するとともに課題の早期発見に努め、課題を発見した場合は取締役会に是正を求める。
- ハ. 内部監査室が業務執行の状況を適法性・適正性の視点から監査し、随時代表取締役社長に報告するとともに、監査役にも共有する。
- ニ. 当社は、法令違反行為等を発見した通報者の保護を図りつつ、透明性を維持した適切な内部通報体制を整備し、運用する。
- ホ. 当社は、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、不当要求等に対しては組織全体として毅然とした態度で対応する。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、決裁書その他取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規程等の関係諸規程の定めに従い、適切に記録し、保存及び管理する。
- ロ. 前項の情報は、取締役、監査役、会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写可能な状態にて保存及び管理する。
- ハ. 情報の保存及び管理に関する規程類は、適宜見直し、改善を図る。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- イ. 当社は、取締役会及びその他の重要な会議において、役職員から、業務執行に係わる重要なリスク情報の報告が行われるように徹底する。
  - ロ. リスクの早期発見、早期解決を図るため、内部監査室による内部監査を行う。
  - ハ. リスク管理に関しては、リスク管理に関する諸規程に基づき、リスク管理責任者がこれを統括し、リスク管理の主管部門がリスクを網羅的・体系的に管理する。主管部門は各部門担当者と連携し、リスクの低減を図る。
- 二. 職場の安全衛生を確保するとともに、品質・環境に関しては、国際基準に則したマネジメントシステムを適切に運用する。
- ホ. 天災・事故等の突発的なリスクの発生により全社的な対応が必要である場合は、代表取締役社長を責任者とする緊急事態対応体制をとる。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ロ. 取締役の意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されるよう最大限努める。
  - ハ. 取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役社長及び業務執行取締役に職務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議・決定するため「経営会議」を設置し、意思決定の効率化を図る。また、経営会議の決議・報告事項は取締役会に必要な応じて報告されるものとする。
- 二. 取締役の指名及び報酬等の決定に関する客観性・透明性を確保し、もって実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、過半数が社外取締役に構成される指名報酬委員会を設置する。
- ホ. 経営環境のめまぐるしい変化に対応できるよう、取締役の任期を1年とする。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- イ. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社の管理に関する規程を定め、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項については、当該規程に基づき事前協議を行う。
- ロ. 子会社は、その事業の性質及び規模に応じて各社の規定に従って事業や投資に関するリスクを管理し、当社は関係会社の管理に関する規程に基づき管理本部担当役員の統括の下、子会社管理担当部門及び関連部門が子会社からの報告を受領するとともに、情報を収集することにより当該子会社に関するリスクを管理する。
- ハ. 当社は、子会社を含めた中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎の年度計画及び予算配分等を定める。
- ニ. 子会社の適正な業務遂行を確認するために、当社の監査役や当社の内部監査室による監査を適宜実施する。
- ホ. 子会社の役職員が外部の弁護士等に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。
- ヘ. 当社は、子会社の役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことで、コンプライアンス意識の醸成を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)

- イ. 当社は、監査役の職務を専属で補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、監査役からの要請がある場合には、当該使用人を任命及び配置する。
- ロ. 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない体制を整える。
- ハ. 当該使用人は、監査役の指示に基づき、社内各部門及び子会社に対して監査役監査に必要な情報の提供を求めることができる。
- ニ. 当該使用人は、監査役の指示に基づき、内部監査室、社外取締役及び子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査に関する情報の共有を補助する。

⑦監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号)

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- i. 当社の役職員は、当社に著しい損害を及ぼす事実の発生又はそのおそれ、信用を著しく失墜させる事態、管理体制・手続きに関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為を認識したときは、遅滞なくその内容を監査役又は監査役会に報告する。
- ii. 当社の内部通報に関する規程において、当社の役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、内部通報窓口でもある当社監査役に対して通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- i. 子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- ii. 子会社の役職員が当社監査役に直接報告することができる制度を整備するとともに、当社監査役に対して報告をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明示する。また、子会社の内部通報制度の担当者は、内部通報の状況について適宜当社監査役に報告する。
- iii. 当社内部監査室、子会社管理担当部門、子会社監査役部門は、適宜当社監査役に対し、当社子会社における業務執行の状況及び監査結果を報告する。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

- イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の請求をしたときは、当社は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担する。
- ロ. 監査役は、必要に応じ、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）に相談することができ、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- イ. 監査役と代表取締役は適宜会合をもって意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
- ロ. 監査役会は代表取締役及び取締役会に対し、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況・結果について適宜報告する。
- ハ. 監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
- ニ. 監査役は会計監査人と適宜会合をもち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ホ. 監査役は取締役会及びその他の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び取締役の職務の執行状況を把握するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めることができる。

## 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

### ①内部統制システム全般について

当事業年度において、内部統制システムが適切に運用されており、重大な欠陥や不備が存在しないことを確認しております。

### ②重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会は14回開催され、法令及び定款等に定められた事項や経営に関する重要事項について、法令及び定款等への適合性、業務執行の適正性の観点から審議が行われました。また、経営会議を定期的を実施し、経営・業務執行に関する事項の審議、承認を行い、その内容を取締役会に報告しております。

監査役会は13回開催され、取締役の職務執行状況、法令及び定款等の遵守状況について監査いたしました。

指名報酬委員会は2回開催され、取締役会の諮問を受けて取締役の評価、個別報酬額、指名等について答申いたしました。

### ③リスクマネジメント

当社では、リスクマネジメントの一環として、リスクの特定・分析・評価を定期的に見直し、対策の実施をするとともに、BCP（事業継続計画）については新型コロナウイルス感染症の流行も踏まえ、適宜見直しを実施いたしました。また、「リスク管理規程」「リスク管理手順」等の規程に基づき、リスク管理責任者がリスク管理に関してこれを統括し、発生したリスク事案及びその対応状況を定期的に取り締役に報告することを通じて、適切なリスク管理を行っております。さらに、当社で発生した事案に限らず、関連する業界において発生したリスクなどを社内に共有することで、注意喚起するとともに従業員のコンプライアンス意識醸成に努めております。

また、内部通報制度について、社内窓口（当社監査役）及び外部窓口（外部業者に委託した「企業倫理ホットライン」）を設け、全従業員に周知するとともに、コンプライアンス及びリスクに関する懸念事項、職場環境等に関する相談など匿名を含め幅広く受け付け、リスクの早期発見に努めました。また、内部通報取扱規程において、内部通報者に対する不利益な取り扱いをしない旨定め、厳格に運用しております。

### ④内部監査の実施

当事業年度において、内部監査基本計画に基づき、専門性、独立性を有する内部監査室による内部監査を実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し終息が見通せない中、前事業年度において重要項目に設定した「コロナ禍での従業員のメンタルヘルス状況の把握」をWell-



beingの視点から「コロナ禍での従業員の心理的状況の把握とWell-being向上策の支援」と捉え直し、全社で横断的に面談を実施いたしました。

#### ⑤監査役の監査体制

監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、取締役会には監査役全員が、経営会議その他の重要会議には常勤監査役が出席して、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を監査しております。また、随時、代表取締役、取締役、内部監査室及び会計監査人と情報交換及び意見交換を行っております。

#### ⑥主な教育・研修の実施状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、集合研修の開催が難しい状況が続く中、イーラーニング及びWEB会議システムを活用し、業務を行うにあたり必要な各種法令に関する研修、情報セキュリティや個人情報保護に関する研修、ソーシャルメディアに関する研修、人権・ハラスメントに関する研修、災害対応に関する研修、環境教育等幅広い教育・研修を実施しております。

#### ⑦反社会的勢力排除の取り組み状況

「反社会的勢力対応規程」に基づき、取引開始時及び取引条件変更の際に、当該取引先が反社会的勢力との関わりがないか調査を実施し、反社会的勢力の排除を徹底しています。また、継続取引先については定期的に第三者機関によるスクリーニング調査を実施しております。

#### ⑧子会社管理

子会社の取締役会に当社からの派遣役員及び必要に応じて子会社管理担当者が出席し、管理監督を行うとともに、業務報告会等で事業の状況に関する定期的な報告を受け、重要事項についての事前協議を行っております。また、当社は関係会社管理規程に基づき管理本部担当役員の下、子会社管理担当部署が子会社からの報告の受領及び情報収集して当該子会社のリスク管理を行っております。

子会社の内部通報制度においては、社内窓口（子会社監査役）及び外部窓口（外部業者に委託した当社グループの「企業倫理ホットライン」）を設けております。



## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 連結子会社の数  | 1社         |
| (2) 連結子会社の名称 | オールドット株式会社 |

#### 2. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更	2021年4月1日付でオールドット株式会社を設立したため、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。
----------	---

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の計算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ②デリバティブ

時価法

###### ③棚卸資産

・商品及び製品、仕掛品、原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、店舗用資産については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～39年

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を当連結会計年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、（収益認識に関する注記）に記載のとおりです。

(5)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっておりません。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

## 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、販売促進の一環として実施しているプリントシール中古筐体買い取り費用、クーポンや売上リベート等の顧客に支払われる対価については、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっていましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。返品権付の販売については、従来、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、変動対価の定めに従って、収益の金額から控除するとともに、同額の返金負債を計上する方法に変更しております。ゲーム事業におけるアイテム等の販売に係る売上収益については、顧客によるアイテム等の利用期間を見積り、当該見積利用期間にわたって売上収益を認識しております。なお見積利用期間は概ね3か月としております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は399,350千円減少し、売上原価は292,321千円減少し、販売費及び一般管理費は128,760千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ21,731千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は26,824千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、この変更による当連結会計年度の損益及び財政状態への影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 2,633,617千円

(2) その他の情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、しばらく収束せず翌連結会計年度も影響が継続すると仮定しており、将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率等について、現時点で入手可能な情報に基づいて会計上の見積りを行っております。

これらの仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症が今後長期化や深刻化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保等に供している資産

流動資産

その他（預け金） 30,000千円

（注）上記を資金決済に関する法律に基づき供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,121,150千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 28,296,000株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

2021年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額 984,969千円

1株当たり配当額 36円

基準日 2021年3月31日

効力発生日 2021年6月7日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 1,422,732千円

1株当たりの配当額 52円

基準日 2022年3月31日

効力発生日 2022年6月6日

（注）1株当たりの配当額は、設立15周年記念配当15円を含んでおります。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等で運用しております。

売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って与信管理を行い、主な取引先の信用状況を適時に把握する体制としております。また、投資有価証券は、投資事業組合への出資であり、投資先の事業リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、投資事業組合については、定期的に発行体の財務状況を把握し、取締役に報告する方針としております。

また、デリバティブは、外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため為替予約取引を行っています。また、このデリバティブ取引は、当社の運用基準に従い実需に伴う取引を行い、売買益を目的とした投機的な取引は行わない方針としています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) リース債務（流動負債）	(371,960)	(384,119)	(12,159)
(2) リース債務（固定負債）	(518)	(462)	56
負債計	(372,479)	(384,581)	(12,102)
デリバティブ取引(*4)	78,305	78,305	-

（\*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（\*2）現金は注記を省略しており、預金、売掛金、電子記録債権、買掛金、電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（\*3）連結貸借対照表上の投資有価証券は、投資事業組合への出資であるため、上記には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
投資事業組合への出資	30,098

（\*4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	－	78,305	－	78,305
資産計	－	78,305	－	78,305

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) リース債務（流動負債）	－	(384,119)	－	(384,119)
(2) リース債務（固定負債）	－	(462)	－	(462)
負債計	－	(384,581)	－	(384,581)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	プリントシール事業	コンテンツ・メディア事業	キャラクタ・マーチャンダイジング事業	ゲーム事業	
アミューズメント施設向けプリントシール関連収益	6,502,026				6,502,026
直営店収益	1,074,881				1,074,881
ピクトリンク課金収益		6,056,425			6,056,425
カラーコンタクトレンズ販売収益		1,316,822			1,316,822
国内クレーンゲーム景品販売収益			11,347,124		11,347,124
海外物販収益			1,304,217		1,304,217
高価格帯ホビー収益			2,182,597		2,182,597
家庭用ゲームソフト収益				1,085,700	1,085,700
ゲームアプリ収益				793,450	793,450
アニメ関連収益				1,101,678	1,101,678
その他		951,691	341,565		1,293,257
顧客との契約から生じる収益	7,576,908	8,324,940	15,175,504	2,980,830	34,058,184
外部顧客への売上高	7,576,908	8,324,940	15,175,504	2,980,830	34,058,184

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### (1) プリントシール事業

アミューズメント施設に対するプリントシール機の設置販売及びプリントシール紙の販売等を行う事業であり、顧客との売買基本契約書に基づき当該商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。なお、商品等の販売のうち、顧客に対する対価の受け取りと支払が発生していると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、直営店でのプリントシール機での役務を提供する事業については、顧客に商品等を引き渡した時点で、顧客が当該商品等に関する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

## (2) コンテンツ・メディア事業

主にピクトリンクでの課金収入による事業であり、顧客との利用規約に基づき画像保管サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足されるものであり、一定の期間にわたり収益を認識しております。

カラーコンタクトレンズをECサイトで販売する事業については、顧客との利用規約に基づき当該商品を引き渡す義務を負っております。また、カラーコンタクトレンズを卸販売する事業については顧客との売買基本契約書に基づき当該商品を引き渡す義務を負っております。顧客に商品等を引き渡した時点で、顧客が当該商品等に関する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、顧客に支払われる対価としてクーポンやポイントがあるためクーポンやポイントを利用した時点で収益から控除しております。

なお、データ広告事業については、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。当該収益はその他で計上していません。

## (3) キャラクタ・マーチャンダイジング事業

主にクレーンゲーム景品を販売する事業であり、顧客であるオペレーターとの売買基本契約書に基づき当該商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。なお、輸出版売については顧客と締結した貿易条件に基づき履行義務を充足した一時点で収益を計上しております。なお、クレーンゲーム景品を販売する事業の収益は、契約で定めた価格からリベート等の見積りを控除した金額で算定しております。

## (4) ゲーム事業

家庭用ゲームソフト販売、アイテム等販売、アニメを含むセグメントであり、以下のとおりであります。

家庭用ゲームソフトを販売する事業については、顧客との売買基本契約書に基づき当該商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。なお、ライセンスの許諾による収入については、知的財産を使用する権利であるため一時点で充足されるものとして収益を計上しております。

ゲーム内で使用するアイテム等を販売する事業については、顧客との利用規約に基づき義務を負い、ゲーム課金の収益に対する履行義務は、販売アイテムの仕様に応じ消費性・永久性の2種類に分類しております。消費性アイテムはアイテム購入時に履行義務が充足されるため、アイテム購入時に収益を認識しております。一方で、履行義務が永久に継続する永久性アイテムに対するゲーム課金の収益に対する履行義務は、顧客によるアイテム等の利用期間を見積り、当該見積り期間にわたって収益を認識しております。履行義務の充足期間は、見積られたサービス期間と同一の期間とし、販売アイテムの仕様に応じて算出しております。また、永久性アイテムに関しましては、ユーザーのサービス利用期間を加重平均して算出する方法を採用しております。

アニメのビデオグラムを販売する事業については、顧客との売買基本契約書に基づき当該商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高

	当連結会計年度
契約負債	64,498千円

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていたものは、55,699千円でありませ

(2) 残存履行義務に配分した取引価格  
当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、記載を省略しております。

**1株当たり情報に関する注記**

1. 1株当たり純資産額	776円71銭
2. 1株当たり当期純利益	93円01銭

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書に応じて入手可能な直近の計算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

店舗用資産 定額法

上記以外 定率法

主な耐用年数

建物 2～39年

工具、器具及び備品 2～15年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法

主な耐用年数

ソフトウェア 5年

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、当社は退職給付信託を設定しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を当事業年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、販売促進の一環として実施しているプリントシール中古筐体買い取り費用、クーポンや売上りバート等の顧客に支払われる対価については、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっていましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。返品権付の販売については、従来、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、変動対価の定めに従って、収益の金額から控除するとともに、同額の返金負債を計上する方法に変更しております。ゲーム事業におけるアイテム等の販売に係る売上収益

については、顧客によるアイテム等の利用期間を見積り、当該見積利用期間にわたって売上収益を認識しております。なお見積利用期間は概ね3か月としております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる影響額等については、連結注記表「会計方針の変更に関する注記」と同一の内容になるため、記載を省略しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、この変更による当事業年度の損益及び財政状態への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 2,621,328千円

(2) その他の情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、しばらく収束せず翌事業年度も影響が継続すると仮定しており、将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率等について、現時点で入手可能な情報に基づいて会計上の見積りを行っております。

これらの仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症が今後長期化や深刻化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保等に供している資産

流動資産

その他（預け金） 30,000千円

(注) 上記を資金決済に関する法律に基づき供託しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,119,666千円

(3) 関係会社に対する金銭債権

長期金銭債権 500,000千円

(4) 取締役に対する金銭債務 6,629千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 6,588千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 4,276千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	14,193千円

当社は、減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

将来の収益性を検討した結果、収益性が低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。



## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

935,766株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損

98,033千円

未払費用

234,117千円

未払事業税

60,721千円

貸倒引当金

8,427千円

減価償却費

275,987千円

研究開発費

27,723千円

退職給付引当金

313,440千円

その他

118,485千円

繰延税金資産小計

1,136,936千円

評価性引当額

△61,301千円

繰延税金資産合計

1,075,634千円

繰延税金負債

投資有価証券

△22,878千円

繰延ヘッジ損益

△23,977千円

その他

△5,421千円

繰延税金負債合計

△52,277千円

繰延税金資産の純額

1,023,356千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	オールドット株 式会社	所有 直接100%	経営指導 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)	500,000	関係会社 長期貸付 金	500,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

784円81銭

1株当たり当期純利益

97円99銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。